

福祉のまちづくりは、障害者の社会参加を保障する具体的施策の一つとして1970年代にスタートし、わが国の社会背景と連動する形で今日まで展開してきた。

福祉のまちづくりが目標とすることは、あくまでもノーマライゼーション（等生化）の理念に基づく障害者の全人格的復権を目指す、重要な障害者福祉の原点としてのまちづくりであり、その意義は今も変わることはないものとする。

前号まで障害者用駐車場を事例にしてその実態をみてきたが、福祉のまちづくりの果たす役割とその課題は何なのかを総括したい。

バリアフリーの意義

バリアフリーが一般的に知られるようになり、その重要性が注目されたのは1981年（昭和56）の国際障害者年以降である。それ以前にも各種の報告書等で知られていたが、特に注目されるようになったのは、1995年（平成7）のわが国の障害者施策“ノーマライゼーション7カ年戦略”に登場したことによる。国際障害者年のスローガンである「障害者の社会への完全参加と平等」を具現化すべく、国がバリアフリーについてキャンペーンを行い啓発に力を注いだ。“障害のある人も地域のなかで普通の暮らしができる社会に”というノーマライゼーションの目標を具体的に掲げたことでバリアフリーが注目された。

しかし、現実には社会生活を営むうえで障害者には様々な困難、バリアが存在する。特に“標準・平均”を重要視する社会にあつては、障害者には大きな社会的不利を負わされてしまう。「食べたいお店に行けない」、「住みたいところに住めない」、「行きたい学校に入れない」等、日常生活上での問題をあげればきりがなし。普通の暮らしができない社会環境やバリアが数多く存在する。これらの社会的不利の問題は、ややもすれば障害者側の問題であり、「障害があるから仕方ない」というように個人の問題として捉えられ、帰結されることが少なくない。

加えて、その障害を抱えて努力する姿に「障害を克服して」、「障害を乗り越えて」という言葉で処理され、社会のありよう、仕組みに問題があるという発想になることは少ない。その社会的バリアが当たり前存在する社会にあつて、障害者が普通に生活するにはさまざまな努力が不可欠となっている。

重ねて述べるが、福祉のまちづくりが目標とすることは、障害者をはじめとするすべての人々が参加できる社会づくりなのである。日常生活上に立ちだかる交通機関、建築物等における「物理的バリア」、資格制限等による「法律・制度上のバリア」、視覚、聴覚に障害のある者への情報提供の欠如による「文化・情報面のバリア」、そして障害者に対する人々の「意識上のバリア」が障害者の社会参加を大きく妨げ、その社会的バリアをいかに除去するのが重要な課題となっている。

福祉のまちづくり

1964年（昭和39）の東京パラリンピック以降、障害者の社会進出が顕著となり、それによって障害者を閉め出すような社会構造、都市構造が社会問題化し、その改革を求めた障害当事者によるまちづくり運動が展開する。その運動理念は単に技術的な都市構造の問題だけではない。先述するように障害者の全

人格的復権を総合的に保障するという考え方である。

まちづくりの課題は、社会環境、生活環境の物理的バリアによって障害者の社会参加を阻む恐れがあり、結果として障害に加え、生活困難者になってしまう。生活環境の重要性がここにある。環境が人をつくり、人を変える要素を有するのだとすれば、生活環境を改善することによって、障害者だけではなく、障害のない者にとっても便利なものとなり、すべての人の生活環境改善となる。これが福祉のまちづくりの基本理念でもある。

まちづくりの変遷については、具体的には1973年（昭和48）に厚生省（現、厚生労働省）が人口20万人以上の市を指定して身体障害者福祉モデル事業を実施し、福祉のまちづくりが実質的にスタートしている。その後、全国各地の政令都市が追随し、1992年（平成4）に心身障害者対策基本法（現、障害者基本法）で公共的施設のバリアフリー化を明文化した。1994年（平成6）に高齢者・身障者が利用しやすい特定建築物の建築を促進する法律（ハートビル法）を策定し、適合基準以下の施設に対しては各都道府県における福祉のまちづくり条例によってバリアフリー化を義務づけた。2000年（平成12）に交通バリアフリー法、2006年（平成18）にバリアフリー新法が制定され、現在の福祉のまちづくりの根拠となっている。

バリアフリー化を義務づけ、施設設置を目標にしたそのまちづくりも今ではバリアフリーからユニバーサルデザインへと変容している。ユニバーサルデザインについては、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を意味する。アメリカからの移入であるユニバーサルデザインは、バリアフリーの発展形であるが、目標とすることは誰もが使えるデザインであり、障害者を含むすべての人を利用対象としている。それは個々のニーズに立脚するものであり、誰もが公平に使えるように最初からバリアを除去することを主眼としている。

国際的な障害観

障害者に関する捉え方も時代と共に変遷している。国際連合の定義によれば、「障害者」と呼ばれる者はその障害のあること自体が問題ではなく、社会の構造的所為により、物理的、環境的不適応を余儀なくされ、それにより「障害者」といわれる側に追いやられることを社会が認識すべきこととしている。また、「障害者と健常者」という言葉の対比による差別化、差別化ではなく、障害者も一人の人間であり、人間としての幸福を追求し、自己実現を求める存在である。障害者問題をすべて個人に帰結するのではなく、社会の問題として解決すべきだという「社会モデル」の捉え方である。一人ひとりの人間の生き方を尊重し、その生き方の個別性を尊重する社会こそが本来の社会のあり方であり、障害者問題もその視点に立つての専門性、主体性のある支援でなければならない。そのためには、障害者の自己実現が可能となる社会のあり方、都市構造がまず求められる。その具体化したものが、福祉のまちづくりなのである。